

議事日程第1号

令和3年第1回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和3年4月28日（水）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程「第1号の追加1」

令和3年第1回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和3年4月28日（水）午前10時開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第5 選任第1号 常任委員の選任
- 日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任
- 日程第7 選挙第3号 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙
- 日程第8 選挙第4号 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第9 選挙第5号 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度錦江町一般会計補正予算(第12号))
(町長提出)
- 日程第12 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(錦江町税条例等の一部を改正する条例)
(同上)
- 日程第13 同意第3号 教育長の任命について
(同上)

追加日程「第1号の追加2」

令和3年第1回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和3年4月28日（水）午前10時開議

日程第1 議席の一部変更について

追加日程「第1号の追加3」

令和3年第1回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和3年4月28日（水）午前10時開議

日程第1 同意第4号 監査委員の選任について（議選）
（町長提出）

追加日程「第1号の追加4」

令和3年第1回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和3年4月28日（水）午前10時開議

日程第1 常任委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

令和3年 第1回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和3年4月28日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	坪内 裕二郎	観光交流課長	福園 奈美
政策企画課長	高崎 満広	産業建設課長	荒木 義文
未来づくり課長	中島 裕二	教育課長	今熊 武朗
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	財政管財係長	山王 洋介
介護福祉課長	池之上 和隆	総務課総務チームリーダー	菖蒲 洋二
会計課長	永吉 和幸		
建設課長	岩下 和文		
産業振興課長	宮園 守		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

令和3年度 第1回 錦江町議会臨時会会議録

令和3年4月28日（水） 10時00分
錦江町議会議場

	(開会・開議)
○ 富尾 議会 事務局長	本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっています。川越裕子議員、どうぞよろしくお願いいたします。
	(川越議員、議長席に着席)
○ 川越 臨時 議長	おはようございます。地方自治法107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから、令和3年第1回錦江町議会臨時会を開催をいたします。
	日程第1 仮議席の指定
○ 川越 臨時 議長	本日の会議を開きます。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまの着席の議席といたします。
	日程第2 選挙第1号
○ 川越 臨時 議長	日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。
	(議場の出入り口を閉める。)
○ 川越 臨時 議長	はい。オッケーでした。ただいまの出席議員数は12人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番久保君。および、2番、久本君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名となります。よろしいでしょうか。
	(投票用紙の配布)
	(投票用紙の配布終了)
○ 川越 臨時 議長	投票用紙の配布漏れはございませんか。ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○ 川越 臨時 議長	配付漏れなしと認めます。次に、投票箱を点検をいたします。1番、久保君。2番、久本君。投票箱の点検をお願いをいたします。
	(1番久保議員、2番久本議員、投票箱の点検)

○川越臨時議長	異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次に投票をお願いいたします。先ほども念を入れましたとおり、単記無記名でございます。どうぞお願いします。
○富尾議会議務局長	皆さんよろしいでしょうか。はい。それでは、投票をお願いいたします。 1番、久保勇太議員。
	(1番久保議員、投票、2番久本議員、立会)
○富尾議会議務局長	2番、久本晃議員。
	(2番久本議員、投票、1番久保議員、立会)
○富尾議会議務局長	3番、厚ヶ瀬博文議員。
	(3番、厚ヶ瀬議員、投票) (3番厚ヶ瀬議員以降1番久保議員、2番久本議員、二名による立会)
○富尾議会議務局長	5番、落司道子議員。
	(5番落司議員、投票)
○富尾議会議務局長	6番、浪瀬亮祐議員。
	(6番浪瀬議員、投票)
○富尾議会議務局長	7番、染川金治議員。
	(7番染川議員、投票)
○富尾議会議務局長	8番、池田行徳議員。
	(8番、池田議員投票)
○富尾議会議務局長	10番、笹原政夫議員。
	(10番、笹原議員投票)
○富尾議会議務局長	11番、小吉昭弘議員。
	(11番、小吉議員投票)
○富尾議会議務局長	12番、水口孝俊議員。
	(12番、水口議員投票)
○富尾議会議務局長	13番、中野徳義議員。

	(13 番、中野議員投票)
○ 富尾 議会 事務局長	最後に、9 番川越裕子議員でございます。
	(川越臨時議長、投票)
	(1 番久保議員、2 番久本議員、自席へ着席)
○ 川越 臨時 議長	投票漏れはありませんか。皆さんお済みになりましたでしょうか。
	(「なし」と呼ぶものあり)
○ 川越 臨時 議長	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。次に開票を行います。1 番、久保君、2 番、久本君。開票の立ち会いをお願いします。
	(1 番久保議員、2 番久本議員、開票立会)
	(1 番久保議員、2 番久本議員、開票立会后、自席へ着席)
○ 川越 臨時 議長	選挙の結果を報告します。投票総数 12 票。有効総数 12 票。無効投票 0。有効投票のうち、笹原君 7 票。水口君 5 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、笹原君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。
	(議場の出入り口を開く。)
○ 川越 臨時 議長	ただいま議長に当選された、笹原君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。笹原君。
	(10 番笹原議員、壇上へ登壇)
○ 笹原議長	ありがとうございます。議長という大役を仰せつかりましたけれども、初めてのことで、皆さんの協力なしでは、やっていけませんので、錦江町発展のために、頑張ってまいります。ひとつ、よろしく願いいたします。
	(10 番笹原議員、壇上から降壇)
○ 川越 臨時 議長	笹原議長、議長席にお着き願います。これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。
	(川越臨時議長、議長席から自席へ着席)
	(10 番笹原議員、自席から議長席へ)
○ 笹原議長	ここでしばらく休憩します。議員の皆さんは、議員控室に、参集願います。
	休憩 10 時 18 分 再開 10 時 20 分
○ 笹原議長	それでは休憩を閉じて会議を再開します。本日、これからの議事日程は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

	追加日程第1 日程第1議席の指定
○笹原議長	議席の指定、日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました、議席表のとおり指定します。
	日程第2 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、久保君、2番、久本君を指名します。
	日程第3 会期の決定
○笹原議長	日程第3、会期決定の件を議題にします。お諮りします。今、臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって会期は本日の1日間に決定しました。
	日程第4 選挙第2号
○笹原議長	日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。
	(議場の出入り口を閉める。)
○笹原議長	ただいま出席議員数は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、久保君、及び2番、久本君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
	(投票用紙の配布)
○笹原議長	投票用紙の配布漏れはありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。1番、久保君、2番、久本君をお願いします。投票箱の点検をお願いします。投票箱を点検します。
	(1番久保議員、2番久本議員、投票箱の点検)
○笹原議長	異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
○富尾議会事務局長	それでは投票をお願いいたします。 1番、久保勇太議員。
	(1番久保議員投票、2番久本議員立会)
○富尾議会事務局長	2番、久本晃議員。
	(2番久本議員投票、1番久保議員立会)
○富尾議会事務局長	3番、厚ヶ瀬博文議員。

	(3番厚ヶ瀬議員投票) (3番厚ヶ瀬議員以降、1番久保議員、2番久本議員、二名による立会)
○富尾議会議務局長	5番、落司道子議員。
	(5番落司議員投票)
○富尾議会議務局長	6番、浪瀬亮祐議員。
	(6番浪瀬議員投票)
○富尾議会議務局長	7番、染川金治議員。
	(7番染川議員投票)
○富尾議会議務局長	8番、池田行徳議員。
	(8番池田議員投票)
○富尾議会議務局長	9番、川越裕子議員。
	(9番川越議員投票)
○富尾議会議務局長	10番、小吉昭弘議員。
	(10番小吉議員投票)
○富尾議会議務局長	11番、水口孝俊議員。
	(11番水口議員投票)
○富尾議会議務局長	12番、中野徳義議員。
	(12番中野議員投票)
○富尾議会議務局長	最後に13番、笹原議長でございます。
	(13番笹原議長、投票)
	(1番久保議員、2番久本議員、自席へ着席)
○笹原議長	投票漏れはありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。 1番、久保君、及び、2番、久本君、開票の立ち会いをお願いします。
	(1番久保議員、2番久本議員、開票立会) (1番久保議員、2番久本議員、自席へ着席)

○笹原議長	開票の結果を報告します。投票総数 12 票、有効投票 12 票。無効投票 0。有効投票のうち、落司君 7 票、浪瀬君、5 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、落司君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。
	(議場の出入り口を開く)
○笹原議長	ただいま副議長に当選された落司君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。落司君。
	(5 番落司議員、壇上へ登壇)
○落司副議長	このたびは、副議長に当選させていただきまして、本当にありがとうございます。住民の方々に身近な議会、そして信頼される議会を目指しまして、議長のサポートをしっかりと努めてまいります。議員の皆様方、お力添えのほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。
	(5 番落司議員、壇上から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩します。議員の皆さんは、議員控室にご参集願います。
	休憩 10 時 30 分 再開 10 時 38 分
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開します。お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 2 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程第 2、議席の一部変更を議題とします。副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部変更します。変更した議席は、お手元に配りました、変更議席表のとおりです。ここでしばらく休憩します。
	休憩 10 時 41 分 再開 10 時 44 分
○笹原議長	休憩を閉じて、会議を再開します。
	日程第 5 選任第 1 号
○笹原議長	日程第 5、選任第 1 号、常任委員の選任を行います。 お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。</p> <p>総務厚生常任委員は、副議長室に、文教産業常任委員は、委員会室に、参集をお願いします。委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条第2項の規定により、総務厚生常任委員会は、年長委員の川越議員、文教産業常任委員会は年長委員の小吉議員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めてください。ここでしばらく休憩します。</p>
	<p>休憩 10 時 45 分 再開 11 時 30 分</p>
○笹原議長	<p>それでは、休憩を閉じて会議を再開します。</p> <p>ただ今、各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告申し上げます。総務厚生常任委員長に浪瀬君。副委員長に染川君。文教産業委員長に厚ヶ瀬君。副委員長に小吉君に決まりましたので、ご了承願います。</p>
	日程第6 選任第2号
○笹原議長	<p>日程第6選任第2号議会運営委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。</p> <p>議会運営委員は、委員会室に参集願います。委員会条例第9条第2項の規定により、委員長。副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員の染川議員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めてください。ここでしばらく休憩します。</p>
	<p>休憩 11 時 45 分 再開 11 時 56 分</p>
○笹原議長	<p>それでは、休憩を閉じて会議を再開します。ただいま、議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告申し上げます。委員長に染川君。副委員長に小吉君に決まりましたので、ご了承願います。</p>
	日程第7 選挙第3号

○笹原議長	日程第7選挙第3号、南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。南大隅衛生管理組合議会議員に規約第5条第2項議員を、久保君、久本君に指名します。規約第5条第3項議員に、川越君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました、久保君、久本君、川越君を南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、久保君、久本君、川越君が南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。ただいま、南大隅衛生管理組合議会議員に当選された久保君と久本君、川越君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。
	日程第8 選挙第4号
○笹原議長	引き続き、日程第8、選挙第4号、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。大隅肝属広域事務組合議会議員に、池田君、浪瀬君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました池田君、浪瀬君を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました。池田君、浪瀬君が、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。ただいま、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選された池田君、浪瀬君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
	日程第 9 選挙第 5 号
○笹原議長	引き続き、日程第 9 選挙第 5 号、大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。大隅肝属地区消防組合議会議員に、染川君、厚ヶ瀬君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました、染川君、厚ヶ瀬君を大隅肝属地区消防組合議会議員に当選人と定めることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、染川君、厚ヶ瀬君が、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。ただいま、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選された、染川君と厚ヶ瀬君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。
	日程第 10 議員の派遣
○笹原議長	日程第 10、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することとしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。ここでしばらく休憩します。議員の皆様、議員控室にご参集願います。
	休憩 12 時 2 分 再開 12 時 26 分
	(執行部入場)
○笹原議長	休憩を閉じて、会議を再開します。
	日程第 11 承認第 2 号

	<p>ここで、欠席届につきまして、舞原支所長、川路住民税務課長、落司農業委員会事務局長から本会議の欠席の届けがありました。それでは日程第 11、承認第 2 号専決処分した事件の承認について、令和 2 年度錦江町一般会計補正予算（12 号）を議題とします。本件について、提出案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	<p>（木場町長、壇上へ登壇）</p>
○木場町長	<p>承認第 2 号専決処分した事件の承認について説明申し上げます。令和 2 年度錦江町一般会計補正予算（第 12 号）につきましては、補正総額が 1,589 万 3 千円の増額で、累計は 75 億 4,141 万 6 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、ふるさと納税事業に係る、ふるさと納税に、かかる基金の、2,340 万 3 千円の増額。並びに同手数料、2,182 万 2 千円、及び、農林水産業に係る中小企業小規模事業者等緊急支援事業補助金、1,000 万円の減額のほか、余剰財源で町有施設整備基金、2,525 万 8 千円を積み立てるとともに、新型コロナウイルス対策費に係る事業費及び町債充当事業の財源区分変更を行ったものでございます。歳入につきましては、地方交付税、1 億 12 万円の増額、並びに新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 200 万円の減額のほか、基金や町債充当事業の完了に伴う調整を行い、合併振興基金繰入金や地域振興基金繰入金等の繰入金額 3,721 万 6 千円及び、町債 5,139 万 4 千円を、それぞれ減額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入、第 2 款地方譲与税から 21 款町債費までと、歳出 1 款議会費から 13 款諸支出金まで、及び第 2 表、地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8 番川越さん。</p>
○8 番川越議員	<p>ふるさと納税が 81 万 3 千円今回増額になっております。3 月 31 日現在、ふるさと納税の総額を教えてください。それと、新型コロナウイルス対策費の中に中小企業小規模事業者緊急支援とそれと、商工業の支援等がそれぞれ 1,000 万と 457 万の減額になっております。これについては、制度に適用しなかったのかあるいは申請がなされなかったのかどんな理由で減額になったのかお示してください。</p>
○笹原議長	<p>はい、町長。</p>
○木場町長	<p>それぞれの担当課長に答弁させます。</p>
○笹原議長	<p>未来づくり課長。</p>

○中島未来 づくり課長	まず、ふるさと納税の総額でございますが、令和2年度のふるさと納税総額は2億2千飛び81万3,789円でございます以上です。
○笹原議長	産業振興課長。
○宮園産業 振興課長	質問にお答えいたします。まず、この中小企業の小規模事業等緊急支援事業補助金につきましては、農業水産費、水産業について当初50%以上の減少が、12月、1月全月と比べてあるのではないかなという事で、予算計上です。ね1,000万ほどしたわけですが、予算を持ってないと不用額が生じてしまいますので、実績が多い場合ということを考えながら1,000万を計上しております。結果、農業については、ほとんど影響はなかったということで安心してるところです。ただ商工業につきましては、総体で29件。その内、所得の少ない、40万から200万未満につきましては、4件という結果が出ております。内容申しますと、飲食店のほうが、15件、やはり食堂、それからスナックとかそういうところが大分影響があったなというふうに感じております。あとの分についてはですね、病院とか、不動産をされているとか、そういう細々な業種が該当しているようです。以上です。
○笹原議長	8番川越議員。
○川越議員	ふるさと納税については、リピーターの増というようなことも考えられたわけでしょうか。
○笹原議長	未来づくり課長。
○中島未来 づくり課長	今昨年度の状況を調べてみますと、リピーターといたしましては、500人ほどあり、昨年度は全体で9,189件でございます。そのうちリピーターが500人という形で押さえております。
○笹原議長	よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。はい。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、承認第2号、専決処分した事件の承認について。令和2年度、錦江町一般会計補正予算(第12号)を採決します。お諮りします。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第2号専決処分した事件の承認について。令和2年度、錦江町一般会計補正予算(第12号)は、承認することに決定しました。
	日程第12 承認第3号

○笹原議長	日程第 12、承認第 3 号専決処分した事件の承認について。錦江町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
○木場町長	承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。錦江町税条例等の一部を改正する条例につきましては、令和 3 年税制改正の大綱により地方税法等が改正されました。改正内容の主なものは、個人住民税において、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長などです。また、固定資産税においては、新型コロナウイルス感染症による、納税者の負担に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、地価上昇に限り、増額、税額が増加する土地について、令和 2 年度の税額に、据え置く特別措置法などで、さらに、軽自動車税においては、環境性能割の税率区分の見直し及び環境性能の臨時的軽減の延長などです。これらの改正に合わせて、その他条文の文言を修正するため、当該条例を改正したものでございます。ご承認くださいますようお願いいたします。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。10 番水口さんお願いします。
○10 番 水口議員	これは専決処分されたわけですが、今こういった対象になるような町民は把握されているのでしょうか。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	はい、今日はちょっと、住民税務課長が欠席ですが、担当課のほうである程度把握していると思います。具体的な数字については、今ここ、この場でちょっと持ち合わせておりませんので、近日中に、報告をさせていただきたいと。
○笹原議長	10 番水口議員。
○10 番 水口議員	例えばですね、今錦江町のコロナの影響というのはいろんな基幹産業である農業、先ほども、ありましたけれども変異型ということで今、そういった対応はですね、減免、税金においては、非常に必要じゃないかと、今思っております。そういう意味からも、そこらを把握してですね、これは国、県の方針であって、ただ、それに錦江町も、やはりそういったこういう対応をしてほしいと、というふうに思っております。なるべく調べて教えてください。終わります。回答を終わります。
○笹原議長	他に質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
○笹原議長	これから、承認第3号、専決処分した事件の承認について。錦江町税条例などの一部を改正する条例を採決します。お諮りします。承認第3号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって承認第3号専決処分した事件の承認について。錦江町税条例等の一部を改正する条例は、承認することに決定しました。
	日程第13 同意第3号
○笹原議長	ここで教育長の退席をお願いいたします。
	(畑中教育長、退場)
○笹原議長	日程第13、同意第3号教育長の任命についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、壇上へ登壇)
○木場町長	同意3号教育長の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。現教育長の畑中清和の任期が令和3年5月31日をもちまして満了となりますことから、引き続き同氏を任命したいため、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、壇上から降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、川越さん。
○8番 川越議員	畑中教育長の任期が満了ということで再任ということでございますが、本町在住の方、いや、本町出身の方というような、検討はなされなかったのかということと一点、もう一つはですね、畑中氏でなければならないという町長の信念をですね、述べていただきたい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	最初に、任命する段階で、本町出身、あるいは本町にかかわりがある教育長ということで、数名打診をいたしましたけれども、本町出身の教育長に推薦したい方については理由があって断られました。それでその中で、少なくとも錦江町とのかかわりが深いということで、畑中氏が、適任ではないかなということで、前回承認をいただいた。引き続き、再任をお願いしたのは、町内の教育行政に非常に精通していること、地元の教育現場でも管理職として、複数年勤務されていたことなどがあり、あえてここで、畑中教育長以外の教育長を選任するという、選択肢は私は考えておりませんでしたので、引

	き続きお願いしたいということでございます。
○笹原議長	8番川越君。
○8番川越議員	くどいようでございますが、教育長にしても、ここに座っていらっしゃる副町長にしても、いえば、本町の外の方々であったということに非常に私はショックを受けている、そういったことも含めまして、やっぱり住民の声としては、できるだけそういった関係のある方のほうがいいのではないかというような見解を私はいたし、そこで、本町在住の方も何人か当たってはいただいたという回答でございます。では了承いたしますが、やはり、早めの対応をなさっていただければもっと別な方法もあったのかなあというふうに考えております。以上でございます。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。9番、小吉さん。
○9番小吉議員	私は畑中教育長と出会いはですね20年弱ぐらいの前に大原中学校の校長先生をされてあったのをそして、田代中学校でも校長先生をされて、非常に田代地区のみならずいろんな方から、高い評価を得ているというので思っているとでございます。今ここにも書いてございますけれども、人格が高潔で、教育、学校現場そして、文化にもですねすばらしい識見を持った方だと思っておりますので、町長も本町在住の教育町候補を探されたということであればですね。ぜひ、畑中教育長に再選をしていただきたいと、強く申すところでございます。以上です。
○笹原議長	これは質疑ですので、他に質疑はございませんか。それではこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	はい、討論なしと認めます。
○笹原議長	これから、同意第3号、教育長の任命についてを採決します。お諮りします。同意3号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶものあり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって同意3号教育長の任命については同意することに決定しました。ここで、文書配布のためしばらく休憩します。
	休憩 12時45分 再開 12時46分
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開します。お諮りします。ただいま、町長から同意第4号監査委員の選任についてが、提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第4号監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。
	追加日程第3 同意第4号
○笹原議長	追加日程第3、同意第4号監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、浪瀬君の退場を求めます。
	(5番浪瀬議員退場)
○笹原議長	本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、壇上へ登壇)
○木場町長	同意第4号監査委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。現委員の浪瀬亮祐氏の任期が令和3年4月23日をもちまして満了したことから、引き続き浪瀬亮祐氏を選任したいので、議会の同意を求めます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。
	(木場町長、壇上から降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第4号監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第4号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第4号監査委員の選任については同意することに決定しました。ここで、浪瀬議員の入場をお願いします。浪瀬君の入場及び追加日程文書配布のためしばらく休憩します。
	休憩 12時48分 再開 12時50分
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開します。お諮りします。ただいま、各常任委員長から、常任委員会の閉会中の特定事件の調査について、及び議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、常任委員会の閉会中の特定事件の調査について及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。
	追加日程第4 日程第1
○笹原議長	追加日程第4、日程第1、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶも者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	追加日程第4 日程第2
○笹原議長	追加日程第4、日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項などについて閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第1回錦江町議会臨時会を閉会します。
	閉会 12時52分